

大学共同利用機関法人人間文化研究機構クロスアポイントメント制度に  
関する規程

平成27年12月14日  
規程第134号

(趣旨)

第1条 この規程は、国内外から優れた人材を確保し、もって大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）における研究、教育等を推進するため実施するクロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、兼業によるものを除く。

- 一 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（平成16年4月1日規程第16号。以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける教授、准教授、助教又は助手（以下「研究教育職員」という。）が、機構の研究教育職員の身分を保有したまま機構以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、機構及び当該相手方機関の業務を行うこと。
- 二 職員就業規則の準用を受ける大学共同利用機関法人人間文化研究機構特定有期雇用職員規程（平成22年3月29日規程第123号。以下「特定有期雇用職員規程」という。）に基づき雇用する特任研究員が、機構の特任研究員の身分を保有したまま機構以外の機関（以下「相手方機関」という。）の職員として雇用され、機構及び当該相手方機関の業務を行うこと。
- 三 相手方機関の職員の身分を保有する者が、当該相手方機関の職員の身分を保有したまま機構の研究教育職員又は特任研究員として雇用され、当該相手方機関及び機構の業務を行うこと。

(適用の申し出及び可否の決定)

第3条 機構の機関の長は、研究教育職員、特任研究員又は相手方機関の職員（以下「教員等」という。）にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、機構長に申し出るものとする。

- 2 機構長は、前項の申し出を受けたときは、役員会の議を経て、クロスアポイントメント制度の適用の可否を決定する。

(勤務時間等の取扱い)

第4条 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成16年4月1日規程第32号）の規定にかかわらず、機構と相手方機関との協議により決定する。

- 2 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の給与の取扱いについては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（平成16年4月1日規程第35号）、特定有期雇用職員規程及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構年俸制給与規程（平成27年9月7日規程第132号）の規定にかかわらず、機構と相手方機関との協議により決定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務に関し必要な事項は、機構と相手方機関との協議により決定する。

（協定書の締結等）

- 第5条 機構長は、教員等にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、相手方機関の長（相手方機関の実情に応じ、教員等の給与に権限と責任を有する者を含む。）と協定書を締結しなければならない。
- 2 機構長は、前項の協定書の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員等の同意を文書で得なければならない。

（雑則）

- 第6条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月14日から施行する。